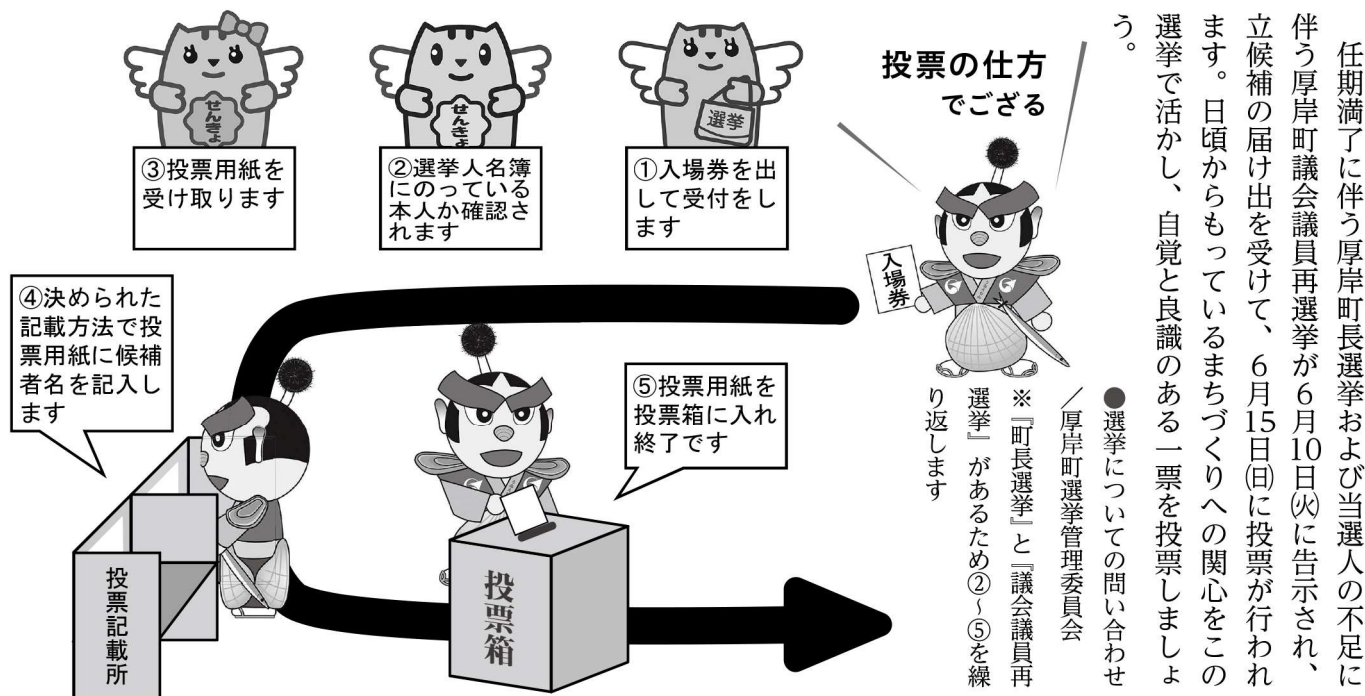


町の選挙へ行こう！

6月15日(日)は投票日



投票できる人

平成19年6月16日までに生まれた人(18歳以上の人)で、令和7年3月9日までに厚岸町に転入の届け出を済ませ、令和7年6月9日現在で引き続き3カ月以上本町の住民基本台帳に記録されている人が投票できます。

投票所と投票時間

投票所と投票時間は表のとおりです。なお、6月4日以降に町内で転居した人は、転居前の投票所になります。

投票の注意

▽投票事務をスムーズにするため、入場券を持参してください。期日前投票、不在者投票の場合も同様です。
▽身体が不自由または字が書けない人は、代理投票ができますので係員に申し出てください。選挙人の秘密は守ります。

期日前投票

投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などで自分の投票区にいない人は、事前に期日前投票を行ってください。

期日前投票を行う際は、入場券の裏面に記載された期日前投票宣誓書に必要事項を記入し、期日前投票所に持参してください。スムーズに期日前投票ができます。入場券を持参しない場合は、期日前投票所で宣誓書記入してください。

●期間／6月11日(水)から14日(土)
●時間／8時30分から20時
●場所／役場庁舎1階選挙管理委員会事務室(中会議室)

病院などのできる

不在者投票

不在者投票ができる病院や施設に入院、入所している人は、その場所で投票ができます。投票を希望する人は、入院している病院の院長、入所している施設の施設長またはその代理人に投票用紙などの請求を依頼してください。

郵便による不在者投票

身体に重度の障がいなどがあるため、投票所に行けない人は、自宅で郵便による投票ができます。この場合、郵便等投票証明書の交付を受けておく必要があります。7年間の有効期限が切れる人、新たに交付を受ける人は、早めに申請の手続きをしてください。

郵便等投票証明書は、本人が署名した(代理記載の場合は不要)交付申請書に、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証を添えて申請すると交付されます。